

介護サービス情報の公表制度について

1 概要

介護保険法第115条の35第1項の規定に基づき、介護サービス事業者は事業所に関するサービス内容等の情報を公表することが義務付けられています。

2 報告対象事業所

以下のいずれかに該当する事業所は、報告が必要となります。

- ① 令和6年度中に新規指定を受けた事業所
- ② 令和5年1月～令和5年12月に支払われた介護報酬が100万円を超える事業所

(公表計画と同時に報告対象事業所一覧を京都市ホームページ等に掲載しますので、各事業所において、報告の対象となっているかを御確認ください。)

3 報告方法

京都市ホームページにおいてお知らせする公表計画に従い、厚生労働省が設置する「介護サービス情報報告システム (<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/26/>)」に入力してください。

※ 2①に該当する事業所は、指定時から数箇月後にID・パスワードをお知らせします。

2②に該当する事業所であって、ID・パスワードが分からない事業所は以下入力フォームからお問い合わせください。

入力フォーム：https://sc.city.kyoto.lg.jp/multiform/multiform.php?form_id=6343

※京都市の事業所のみ。

【ホームページ（介護サービス情報の公表制度について）】

アドレス：<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000315984.html>

(「京都市」「介護」「公表制度」でキーワード検索できます。)